**介護職・介護業務のイメージアップ戦略事業に係る業務委託仕様書**

１．委託業務名

　介護職・介護業務のイメージアップ戦略事業に係る業務

２．業務の目的

　介護職は、世間一般的にマイナスイメージが先行し、有効求人倍率は4倍台で推移している。一方、介護人材不足は深刻な問題となっており、大阪では、2025年には約2万4千人の介護職員が不足すると見込まれている。

　そのため、厚生労働省が定めた11月11日の『介護の日』を含む福祉人材確保重点実施期間（11月4日～11月17日）にあわせて、介護の仕事が働きがいのある職業として社会的に認知され、特に若い世代の方々から魅力ある職業として選択されるきっかけとなるような動画の制作と配信や、『介護の日』の普及啓発による介護職・介護業務のイメージアップを図り、介護分野への人材の参入を促進する。

３．履行期間

契約締結の日から令和４年３月31日（木曜日）まで

４．委託金額の上限

　6,850千円（消費税及び地方消費税を含む）
※本事業を履行するすべての経費を含む。

５．業務内容及び企画提案を求める事項

|  |
| --- |
| **（１）介護職・介護業務の魅力発信動画の制作業務** |
| **業務内容** | 　介護や介護業務に関心の薄い府民でも見たいと思える『介護職・介護業務の魅力発信動画』を制作し、YouTubeで配信する。 |
| **提案を求める事項** | （１）動画の制作と配信動画には（大阪にゆかりのある）著名人、芸能人を起用し、介護分野に関心の薄い府民でも見たいと思えるインパクトのある内容とし、次の事項に留意のうえ提案すること。①動画は、介護職・介護業務のマイナスイメージ（給料が安い・きつい等）を払拭し、介護の仕事のやりがいや楽しさ、社会的な価値、資格がなくても働けるなどの魅力が伝わる１分半以内の動画を５本以上８本以内で制作すること。②動画は、福祉人材確保重点実施期間の11月4日から介護の日の11月11日までの間に配信を開始すること。③動画は、YouTube「大阪府介護のお仕事魅力発信チャンネル」に掲載すること。※YouTube「大阪府介護のお仕事魅力発信チャンネル」のアカウント等の情報は、契約締結後に提供する。④聴覚障がいのある方への配慮として、字幕を付与すること。⑤府ホームページ等に動画にリンクするバナーの画像デザインも併せて作成すること。（２）動画の再生回数を上げるための企画・手法制作した動画をより多くの府民に閲覧・再生してもらうための企画や手法について、次の事項に留意のうえ提案すること。①動画の再生回数は、50万回を目標とする。②制作動画の配信タイミング（例：毎日1本ずつ、１日朝・昼・晩配信×２日など）についても併せて提案すること。③当該企画に関する映像・音声等を盛り込んだ動画を制作する場合は、企画終了後に編集のうえ、継続して配信できるものであること。（提案例）　・SNSやデジタルコンテンツを活用した斬新な広報手法　・ネームバリューのあるキャラクターとのコラボ企画　・動画出演者による動画PR活動　など |
| **（２）『介護の日』の普及啓発のための広報業務** |
| **業務内容** | 「介護」は生活に身近なものであるが、自分や家族が当事者になるまで、日常生活の中では、なかなか意識しづらいという傾向がある。そのため、今後ますます進展する高齢化社会に向け、社会全体で支え合い・助け合える、ともに生きる社会を目指して、若者からお年寄りまでの誰もが、「介護」を普段の日常のなかで「生活に身近なもの」としてとらえていただけるきっかけとなるよう、厚生労働省が定めた11月11日の『介護の日』の普及啓発を行う。 |
| **提案を求める事項** | 上記業務内容の効果が期待される企画・手法を提案すること。①本事業は、福祉人材確保重点実施期間の初日（11月4日）から11月11日の『介護の日』の間で実施すること。②（１）の制作動画の配信と相乗効果を得られる企画内容を実施すること。③コロナ感染対策も十分に配慮した企画内容とする。（提案例）・広報イベントの実施・各種メディア媒体を活用した広報・WEBサイトやSNSを活用した広報周知・広報グッズの制作　　など |

６．本委託業務にあたっての留意点

|  |  |
| --- | --- |
| **動画及び広報データ** | ・本業務契約の締結後、動画の内容及び広報物のデザイン並びに広報手法等については、随時、府と協議の上、決定すること。・デバイスはスマートフォンを中心にパソコン・タブレットを想定。・広告の発信元は府とする。・情報セキュリティ、データのバックアップや障害発生時の復旧等、安全に配慮した管理を行うこと。・不正なアクセス等により消失、毀損が生じた場合には、原因を解明し速やかに対策を講ずるとともに府へ報告すること。 |
| **著作権** | ・制作業務に係る全ての成果品の著作権法第21条から第28条までに規定する権利は、府に帰属する。・受託者は成果品に係る著作者人格権を一切行使しないものとする。・受託者は、業務の実施に当たり第三者が権利を有する著作物（映像・写真・音楽等）を使用する場合、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。・受託者は、本業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら府の責に帰す場合を除き、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。 |
| **業務実施体制** | ・管理責任者や担当者等、本業務を適切に実施するために必要なスタッフを配置し、無理なく業務を実施できる業務スケジュールを組み、それについても提案すること。 |

７．事業完了後大阪府へ提出するもの

（１）提出物
　　①　動画配信用のデータ
　　　　形式：ＷＭＶ（ＤＶＤに格納して10枚納品、パッケージ不要）
　　　※別形式での提出を求める場合もある。（汎用性の高い形式である場合は、受託者は

　　　　これに応じるものとする。）
　　　※一般的な家庭用プレイヤーでの再生、及びDVDドライブ付パーソナルコンピュータ

　　　　での再生可能な形式とすること。
　　②　事業実績報告書
　　③　その他府が指定するもの。
（２）納入期限

※別途指定する期日までに提出すること。
（３）業務完了
　　　納入品の納入及び検査合格をもって業務の完了とする。
（４）納入場所
　　　〒540-0008　大阪府大阪市中央区大手前3丁目2番12号 大阪府庁別館８階
 大阪府福祉部地域福祉推進室福祉人材・法人指導課人材確保グループ

８．その他

（１）事業の実施に際しては発注者の指示に従ってください。

（２）企画提案及び契約の手続きにおいて用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国の通貨によるものとします。

（３）受託者は、常に府と綿密な連絡を取り、その指示に従わなければならない。

また、府は、受託者に対して随時、業務の報告を求めることができる。

（４）業務の再委託は原則禁止することとし、必要がある場合は府と協議するものとする。

（５）本仕様書に定めのない事項又は仕様について疑義が生じた場合は、府と受託者が

　　　協議のうえ、決定する。

（６）関係法令を遵守し、コンプライアンスに配慮した運営をすること。

（７）本業務により得られた情報について、守秘義務を遵守すること。